

岩手県立美術館レストランススペースの利活用に関する サウンディング型市場調査 実施要領

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課

1 調査の目的

岩手県立美術館（以下「美術館」という。）は、盛岡市中央公園内に平成 13 年 10 月に開館し、岩手県における芸術文化活動の拠点施設として親しまれています。

美術館内のレストランススペースは、平成 13 年の開館以降、民間事業者によりレストラン運営されてきましたが、令和 5 年 3 月から営業を休止していることから、その有効活用を検討していく必要があります。

今回、当該スペースの今後の利活用方針を検討するにあたり、民間事業者の皆さまとの対話を通じて、レストラン以外の営業形態も含む利活用方法の可能性、採算性、手法、運営に関わる課題等を把握するため、幅広く意見・提案等を募るサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

2 施設の概要

(1) 美術館の概要

所在地	岩手県盛岡市本宮松幅 12-3（盛岡市中央公園内）
開館	平成 13（2001）年 10 月 6 日
建築面積	10,061.66 m ²
延床面積	13,000.00 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上 2 階建
開館日	原則火曜日～日曜日
休館日	月曜日（ただし月曜日が祝日・振替休日の場合は開館し、直後の平日に休館）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
開館時間	9 時 30 分～18 時（入館は 17 時 30 分まで）
指定管理者	公益財団法人岩手県文化振興事業団 指定管理期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
その他	・美術館の企画展は年 6 回程度開催 ・レストランススペースは、指定管理業務の対象外。

(2) 美術館の開館日数と来館者数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開館日数	311 日	313 日	269 日	306 日	310 日	311 日	310 日
来館者数	57,748 人	382,433 人	43,271 人	69,526 人	54,189 人	74,555 人	83,056 人

※ 令和元年度は「ジブリの大博覧会」（R 元. 11. 30～R2. 2. 16）を開催。令和 2、3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館期間有り。

(3) サウンディング対象施設（レストランススペース）の概要

面積	厨房・事務室等管理部分 74.88 m ² 飲食スペース 140.12 m ² 合計 215 m ²
配置場所	1 階 ※資料 6「平面図」のとおり

営業形態	令和5年3月までレストランとして営業。 令和6年度は臨時的にフリースペースとして活用。
営業時間	美術館の開館時間（9時30分～18時）に関わらず、自由に提案願います。 ※ 開館時間外の営業については協議の上、認める場合があります。
営業日	美術館の開館時間（9時30分～18時）に関わらず、自由に提案願います。 ※ 開館時間外の営業については協議の上、認める場合があります。
使用期間	1年毎の年度更新。 ※ 事業者が更新を希望する場合には新たに公募を行わないもの。
使用料 想定額	ア 厨房・事務室等管理部分及び飲食スペース全体を専有する場合 ：年額 約3,520,000円 イ 厨房・事務室等管理部分のみを専有し、飲食スペースをレストラン利用者以外にも開放する（飲食利用者以外の休憩利用を可とする）場合 ：年額 約1,220,000円 ※ 営業による収益見込を踏まえ、県の規定により、使用料減免を検討します。
設備	食堂内テーブル、いす、厨房内調理器具については備え付けているものを使用可能。資料4「レストラン・厨房 主要設備・備品等一覧」参照。
その他	光熱水費（レストランエリアの空調代を含む。）は事業者負担。 ※ 資料5「費用負担一覧表（案）」参照。

※ サウンディングの参加事業者の意見も参考にしながら、運営事業者公募時に営業形態や営業日時等を変更する可能性があります。

3 サウンディングの内容

(1) 対象スペースの利活用に関する県の考え方

緑豊かで落ち着いた雰囲気の立地ポテンシャルを活かし、かつ、美術館の魅力と機能の向上につながる、レストランやカフェなどの飲食の提供以外の営業形態も含む幅広い提案を受け付けます。

(2) 対象となる事業者

上記2の(3)のレストランスペースの利活用による事業の実施主体となる意向を有する個人事業者、法人又はそれらのグループで、次に掲げる項目すべてを満たすことを条件とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続きを行っていないこと。
- ウ 書類提出時に法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団の構成員でないこと。また、その統制のもとにないこと。

(3) サウンディングの項目

- ア 事業内容に関すること
- イ 採算性に関すること
- ウ 事業手法に関すること
- エ 費用に関すること
- オ 運営に関わる課題
- カ その他

4 サウンディングのスケジュール

実施要領の公表	令和7年6月30日(月)
事前質問の受付	令和7年6月30日(月)～7月9日(水) 正午
事前質問の回答	令和7年7月14日(月) まで
現地説明会の受付	令和7年7月15日(火)17時まで
現地説明会の実施	令和7年7月18日(金) 10時30分～11時30分
サウンディングの参加申込の受付	令和7年6月30日(月)～7月28日(月)17時
サウンディングの実施	令和7年7月30日(水)～8月6日(水) ※上記の期間内で実施日を指定させていただきます。
サウンディングの実施結果の公表	令和7年8月下旬

※ 運営事業者公募のスケジュール

(あくまでも目安であり、状況により前後することがあります)

運営事業者の公募 令和7年12月

運営事業者選定 令和8年2月

5 サウンディングの手続き

(1) 現地説明会

現地説明会への参加を希望する場合は、資料1「現地説明会参加申込書」に必要事項を明記の上、令和7年7月15日(火)17時までに電子メールにてお申し込みください。

(2) 事前質問の受付と回答

サウンディングに関して質問がある場合は、質問事項を資料2「事前質問書」に記載の上、令和7年7月9日(水)正午までに電子メールにて提出してください。質問に対する回答は、令和7年7月14日(月)までに質問頂いた事業者様に電子メールにて回答するとともに、本実施要領を掲載している岩手県公式サイトで公表します(事業者名などは公表しません)。なお、質問内容によっては、回答できない場合もありますので予めご了承ください。

(3) サウンディングの参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、資料3「サウンディング参加申込書」に必要事項を明記の上、令和7年7月28日(月)17時までに電子メールにてお申し込みください。現地説明会へ参加されていない場合でもサウンディングへの参加は可能です。

(4) サウンディングの日時の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた個人事業主及び法人(グループの場合は代表事業者)の担当者あてに、実施日時及び実施方法等を電子メールにて御連絡します。

(5) サウンディングの実施

ア 実施期間

令和7年7月30日(水)～8月6日(水)の期間内

イ 所要時間

30分～1時間程度

ウ 場所

参集又はオンライン(サウンディング参加事業者に個別に御連絡します。)

(6) サウンディングの結果の公表

サウンディングの実施結果の公表を、令和7年9月上旬に予定しています。

なお、サウンディング参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る事項は公表しません。また、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6 留意事項

- (1) サウンディングへの参加実績は、運営事業者の公募等における評価の対象とはなりません。
- (2) サウンディングへの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出頂いた書類は返却しません。なお、提案書やサウンディング等により知り得た情報は、サウンディングの目的以外には用いません。
- (4) サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。
- (5) サウンディングに不参加でも、後に実施予定の運営事業者の公募に参加することは可能です。また、サウンディングへの参加実績が事業者選定にあたり、優位性を持つものではありませんが、対話での提案内容が公募条件等に反映される可能性がありますので、本業務への参加をご検討されている場合は、是非御参加ください。

7 問合せ先・申込（提出）先

岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課

担当者：小野寺（英）・平野

電 話：019-629-6170、6171

メール：DB0005@pref.iwate.jp